



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第18号

原告12人、本人尋問で裁判所に迫る 第15・16回口頭弁論報告

●2日にわたり、本人尋問を実施

5月31日(水)、6月21日(同)の両日、それぞれ約2時間半の枠をとって、合計12人の原告が、弁護団の質問に答える形で、直接裁判長に自分の意見を表明する「原告本人尋問」がおこなわれました。

証人関係にたいする裁判所の姿勢は、専門家証人(ないし補佐人)ならびに当事者以外の被害証言者に関しては却下、原告本人については申請した17人のうち、12人を採用するというものでした。前者に対しては、弁護団はもとより、原告団としても「学者証人の採用を求める申入書」を、5月22日に裁判所に対しておこないましたが、6月21日の弁論で裁判所は、申請却下を正式に宣告しました。

前回お知らせしたとおり、原告本人尋問の1回目は宗教者など、政教分離や内心の自由の侵害という視点が強く押し出される内容になり、2回目(6月21日)は象徴天皇制論や運動の現場における弾圧(公安のつきまといなど)被害の実態などが前面に出る内容となりました。

本人尋問の実施をふまえ、原告としては最終意見陳述に臨むことになり、本裁判の終結も見えてきました。この2回の法廷は、満員とまではいきませんでした。ここ何回かに比べれば多くの傍聴があり、報告集会も立ち見が出ました。引き続き傍聴をよろしく願います。

以下、2回にわたる本人尋問の内容を、ごく一部になります。報告します。

●5月31日(第15回口頭弁論)

【森田麻里子】 母親は大阪大空襲の下を逃げまどい、淀川のほとりに累々と積み重なった屍体を見た。京都に疎開していたとき、米軍の機銃掃射も受けたという。決して望んだ戦争ではないのに、NOと言えなかったことが悔

しいという。母の兄も戦死している。長野に行ったとき、無言館の戦没画学生の作品を前に母は泣いていたが、松代大本営では昭和天皇への激しい怒りを表していた。

「国旗・国歌」法制化の頃、天皇の世の永続を願う「君が代」は許せないと、自分も高校生の保護者として学校に申し入れをした。教員処分などを通じて、「考えること」を停止させられてしまうことが恐ろしい。自分は聖公会の信徒だが、その中にも処分された教員がいる。

今回の「代替わり儀式」は宗教的なものであり、少数

次回期日のお知らせ

国家賠償請求裁判 第17回口頭弁論

2023年10月11日(水)14時~15時

東京地方裁判所103号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。30分前には裁判所前にお集まりください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

・場所：日比谷図書文化館(日比谷公園内)セミナールームを予定しています。

・時間：15:00以降(法廷終了後、会場にみなさまが集まられたところで開始します)。

・参加費：500円

*法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問などを受け、共有する場もあります。ぜひご参加ください。

*消毒、マスク着用のご協力をお願いします

者を弾圧し、同調主義をあおるもの。政教分離、思想良心の自由は守られなければならない。

【小畑太作】 自分は、真のキリスト者の道を求めて牧師となった。さまざまな人と出会い、また日本基督教団がかつて戦争協力を行ったことも知った。

今回の「代替わり儀式」は明治憲法下の諸儀式にならったもので、天皇を神格化するものだ。それが国の儀式として行われることは、国が私をその儀式に参加させるということである。必ず将来の禍根となるだろう。

裁判所は中谷訴訟で、中谷さんの側に「寛容」を求める不当な判決を下した。公権力が特定宗教と結びついてはならない。裁判所には、少数者の権利を守るための盾となって貰いたい。

【鳥谷治彦】 祖母は「きよめ派」の信徒で、戦中のキリスト者が神社参拝を拒否して周囲から圧迫されていた話を聞いた。特高警察が教会に来て、いろいろ事情を調べていったという。国家と宗教が結びつくことは大変恐ろしいことだ。

伊勢神宮の「真姿顕現運動」というものがあって、「紀元節復活」や靖国国家護持などの運動を進めて、日本は天皇の国だという意識を広めようとしてきた。安倍首相の靖国参拝や、伊勢神宮の遷宮儀式への参列などもその一環だし、今回の「代替わり」も、同様の国家神道の復活に向けたものといえる。「即位式」で使われた「高御座」は「神が座る場所」である。個々人に、「儀式の参加を強制していない」と国側は言うが、社会的儀礼だからと言って、事実上反対することが困難な状況がつけられている。立憲主義の原則的な立場を壊してはならない。

【木村真昭】 自分は浄土真宗本願寺派の僧侶だが、親鸞は「神祇不拝」と言っている。学生時代に靖国法案に反対する運動に関わり、靖国の本質が天皇制だと理解した。天皇制は生まれによる差別を肯定するものであり、拒否されなければならない。また、神仏習合、本地垂迹説にみられるような曖昧さや、祓い・清めによって物事の責任をちらにってしまうのが天皇の仕事である。

政教分離は国家神道を解体するために導入された原則だ。しかし町内会から今度の大嘗祭などに至るまで、国家神道体制はいまなお存続していて、それは真宗門徒の間にも影響を及ぼしている。内心の自由への侵害が、どれほど重大なことか考えられなければならない。

【渡辺真哉】 今回の儀式が、国民の信教の自由への抵触であることは明らか。政府は天皇制に忖度しているが、自分はあらゆる権威というものは、相対化されなければな

らないと考えている。

大嘗宮は10日間使用されるだけで解体されてしまう。一般公開されたので見に行き、19億700万円かかるという建設費用について、さまざまな資料を基に検証してみたところ、せいぜい4億5000万円ほどと推定されることがわかった。

武田清子は『天皇観の相剋』という本で、「降伏後の日本において、『天皇』の地位、すなわち『国体』が将来どうなるかということが『国民』の運命よりも当時の日本政府の最大の関心事であったということは、私ども国民が銘記しておくべきことである」と述べている。いまだに「国民の主権」を粗末にし、しかも疎かにしている自覚がほとんどないのが日本政府だ。

【星出卓也】 私は日本長老教会の牧師である。ひとつの神しか信仰しないというのがキリスト教の教えで、もし他の神を認めてしまえば、それは棄教したことになる。「郷に入っては郷に従え」と「寛容」を求める論理があるが、それは信仰や内面にそぐわないことだ。自分のいた町の町内会費に神社への寄付金が含まれていたことがあって、けれども自分はいえて異を唱えることができなかった。それは私にとっての傷でもある。

デモなどに参加すると、周囲から暴力的な声が浴びせられる。天皇の宗教は政教分離の例外であるかのような論理の重圧を強く感じる。かつて美濃ミッションが排撃された歴史がある。被害が実際に起こってからでは遅い。

裁判所は憲法の番人であるはずだ。多数者に押されがちな少数者の権利を守る立場にぜひ立っていただきたい。

(以上文責：新孝一)

● 6月21日 (第16回口頭弁論)

【井上森】 2013年日野市で行われた国民体育大会の競技会の観戦に来た天皇の車列に「もうくるな」と書いたタオル大の布を掲げたら、公安警察に囲まれ逮捕されそうになった。以来、しつこい威圧尾行が始まった。天皇制反対を強く表明する人への公安警察の威圧尾行は執拗で、何人もが自宅前に張り込み、通勤途上・駅や車中・職場・子どもの保育園にもついてきて写真を撮られたりが半年近く続いた。国体の銃剣道大会に抗議する集会の日に、大勢が密着してつきまとわれた経験をした友人がいる。何年もの威圧尾行で心の病になりかけた。

今回の即位礼の儀式反対デモは500人以上が参加して行われたが、大量の武装した機動隊が来て、仲間3人が逮捕された。うち、ジャーナリスト1名は72時間出されたが、2人は長期勾留となった。1日6時間の取調べを連日繰り返され、取り調べ刑事に「俺、天皇批判は

絶対許さんからな」と脅されている。

天皇制に異論を唱えることを許さず、公金支出で天皇儀式を強行する状況を漫然と見過ごすことは到底できない。

【天野恵一】 反天皇制運動連絡会を長くやってきた。今回代替わり儀式が、天皇自身による退位希望表明から始まったから原告になった。「天皇が国事に口出すのは憲法違反」という批判は天皇への同調圧力で抑え込み、政府は天皇制堅持のために天皇宗教儀式を税金でやったことへの怒りは大きい。

前回代替わりは裕仁の「ご病状」を連日連夜報道しまくることで国民生活の全般にわたる自粛を強制して病人への同情を掻き立て、没後は死者への慎み心を利用してさらなる自粛と服喪を強い、彼の侵略戦争・植民地支配の責任を隠し真逆の平和主義者として大々的賛美の中で大喪礼を行った。この欺瞞と自粛自粛で生活を止められた怒りから「天皇制いらぬ」の声が全国に噴出。この失敗から学んだ明仁は、生前退位希望の「おことば」を発した。

「おことば」では、国民の安寧と幸福を祈ることを大切に、国民統合の象徴、としての役割を果たすべく常に国民に寄り添い共にある自覚を育ててきた、と述べている。しかし憲法7条は、憲法に記された国事行為以外の公的行為を認めていない。国民統合のための積極的行動など許されない。天皇自身が「生前退位を可能にするよう皇室典範を変えよ」と示唆するなど論外である。しかし国会は「おことば」に沿って皇室典範特例法を成立させ、前回同様に国家丸抱えの神話的天皇儀礼で代替り儀式を挙行した。象徴天皇制と民主主義（平等・人権・絶対平和主義）は矛盾する。

明仁への同情と共感の心情レベルで憲法解釈を曖昧にして「公的公務」の拡大を許すのは、明文改憲へ向かおうとしている政府の思う壺になってしまう。

【根津公子】 40年間、東京都公立学校の教員。差別がなく誰もが幸せに生きる社会をめざし、子どもたちが自分で考え判断して行動できるように教育活動を組み立ててきた。しかし学校教育においても女性差別・障害者差別・民族差別などなどの差別解消はされていない。とくに酷い差別・アイデンティティーの否定が「日の丸・君が代」尊重の強制である。日本の侵略で祖母たちが過酷な目に合わされた外国籍の子ども達にも、入学・卒業式で「日の丸」に正対し「君が代」の斉唱をさせていることには胸がしめつけられる。

1989年改定の学習指導要領に、学校では「日の丸」掲揚「君が代」斉唱が望ましいと書かれてからは文科省

からの圧力が強まり、教育委員会から各校長への圧力で次々と「日の丸」が掲揚されるようになっていった。1999年に国旗国歌法が制定されてから圧力はいよいよ強まった。東京都では石原慎太郎知事が2003年10月23日に学校での「掲揚・斉唱」を教員へ義務付ける通達（10・23通達）を出してからは都教委の厳しい監視にさらされ、学校の雰囲気はザラつき重く沈んでしまった。

根津の勤務校も1993年度卒業式に校長が強引に「日の丸」を掲げたのを見た生徒たちが「旗を降ろそう」と動き始めたので根津が降ろした。以来「日の丸・君が代」強制で「天皇敬愛」の刷り込み教育が進められることに抗議し続けてきた。卒業式、入学式で「君が代」不起立のたびに「指導力不足の問題教員」処分として遠隔校への異動、1年ごとの異動、減給1月処分、3月、6月処分の次は停職1月、3月そして停職6月処分は3度も受けた。「日の丸・君が代」での被処分教員は「再発防止研修」を受けさせられる。研修所の都教委に囲まれて人格無視の屈辱的扱いで尋問され、役人が気に入るような反省文を書けと脅され続ける。

天皇代替わりの年4月に明仁夫妻が退位報告に皇族墓に来た日、八王子市内の車列沿道の学校の子どもたちは並んで「日の丸」小旗を振らされた。主催は「奉迎実行委員会」とされているが実は市教委が関わり、陰には萩生田議員の指示があったことがわかった。私たちが校長や奉迎関係者に抗議・申し入れをしたせいか、秋に新天皇徳仁が即位報告に来たときには子どもの動員はなかった。徳仁が八王子に来る前日、校長から「明日は子どもらを沿道に出さなくてよくなった」と明るい声の報告電話があった。「日の丸・君が代」強制は、学校教育を使った「天皇敬愛」の刷込み。校長も悩まされている。

【岡田良子】 大嘗祭は、天皇が神秘的な別格権威の存在だと人々に思い込ませる儀式。80年前、天皇絶対権威が政府の暴走を許し、国民にNOを言わせず戦争協力を強い、結果、国民が外国人2000万人を殺し、自らも300万人以上が殺された。

原告は80年前の戦争の地獄を身近に見聞きした世代。同級生には親や身内を戦争で亡くした遺児が何人もいた。生還した父は、軍隊では銃も軍靴や軍服も天皇からの預かり物、盗られたり失えば天皇の名のもとに酷い制裁リンチを受けたと語った。そして今、神格が否定され象徴天皇となったが、天皇の特別権威づけは変わっていない。その別格権威が政府の暴走を許している。例えば天皇が、イラク派兵される自衛隊を「ご苦労さん」とねぎらえば、9条違反の政府の政策が容認されたことになる。

前回の即位儀式で政教分離違反性を問うた裁判で、裁判所は「我が国の歴史の中で連綿と維持されてきた天皇

制儀式の伝統の重みは、我が国の精神文化の中に脈々と生き続けている」から、宗教性があったとしても儀式参加は社会儀礼である、と情緒的に判断した。しかし今の形の大嘗祭は1913年の大正天皇即位の時に作られたもの。「連綿たる歴史」も「伝統脈々」もありはしないことを当裁判所は知るべき。また、社会儀礼だから許されるというなら、反対者は非礼・無礼とされ排除されて当然なのか。そもそも「伝統」や「社会儀礼」という語を司法判断の基準にしてよいのか納得のいかない判決だった。当裁判所は「伝統」や「社会儀礼」などを判断の基準にされず、良識ある判断を期待します。

【新孝一】 反天皇制活動で集会とデモの実行委員をしてきた。1988～90年、昭和天皇の重態から死去そして葬儀まで政府は国中に自粛を強要し、歌舞音曲や娯楽を禁じ日常生活全般を取締まった息苦しさや民主主義の危機を感じた人たちが反天皇制運動を各地で起こした。これに対して空前の警備体制が引かれ、国民監視、弾圧、人権侵害が行われた。

2000年頃からはデモに対する右翼の攻撃があからさまに激しくなり、2009年からは在特会による妨害も激化。大音響でスピーカーを鳴らし、デモ隊の旗やプラカードを壊す、シャツをつかんで破る、水入りのペットボトルを投げ込む、街宣車を壊すなど暴力的妨害をしてくるが、警察は右翼暴力は放置してデモ隊を取締まる。警察はデモの許可を取りにくくするし、公安条例違反だ公務執行妨害だと根拠のない言いがかりをつけては活動家を逮捕・勾留・家宅捜索が頻繁にやられた。

天皇制弾圧の軸をなしている発想は「天皇の前に人権なし」「天皇警備のためなら表現の自由を制限してよい」というものだ。しかし天皇制反対行動への執拗な弾圧・人権侵害の事実世間の目から隠され報道もされないの、社会の雰囲気は「天皇は特別だから、秩序のためには表現の自由の制限も仕方ない」という内面化された秩序意識のようなものが作られているのだろう。先の原告ほどではないが、自分も何度か公安の尾行被害を受けているが、それに対して抗議できなかった。自分自身そうした秩序意識を、天皇制に反対すればそういうこともある、と受け入れさせられてしまった結果だといえる。

警察の弾圧は民主主義憲法の原理に真っ向から反しているが、天皇を文字通り「法外」の存在に据えていることが、こうした秩序意識を支えている。天皇を守るためには過剰警備もやむを得ないという同調圧力。裁判所が、天皇特別とさせる同調圧力をよしとするはずはないと期待している。

【桜井大子】 1989年死没した昭和天皇の代替り儀式で

政府は、侵略戦争の日本軍総帥であった昭和天皇の負うべき戦争責任に全く触れさせず、尊崇すべき伝統天皇の皇位を皇統の男系男子が継承したことを示す儀式だった。この制度では、皇室に入る女性は男児を産むかどうかで存在価値が測られる。これは女性蔑視・女性差別の非道な制度で廃止すべきである。

天皇即位を「国民こぞって祝う」ために行われる諸儀式は、社会全体に差別を生んでいる。2019年11月に二重橋前広場で「天皇即位を祝う国民祭典」なる集会在民間主催、と言われて行われたが、実は内閣が大きく後援し国の関与があったからこそ、新天皇夫妻が二重橋に「お出まし」になり、これに向かって元国家公安委員長伊吹文明氏の先導で「バンザイ」「バンザイ」の唱和が延々何十回も熱狂的に繰り返された。集会では、天孫降臨神話の朗読と同時に大きなイラストがスクリーンに映され、まさに神話宗教に始まる世襲天皇のありがたさを見せるものだった。

天皇は生まれながらにして特別敬称と特別敬語で語られる別格の身分としていることは身分差別の根源で、「すべて人は平等で、社会的地位・門地・人種・性別などにより差別されない」という憲法原則に反する。しかも女性の生身の身体を政治制度の道具にしてしまう世襲制度を続けることは許されないはずだ。主権在民、基本的人権尊重の憲法原則に反しており、身分差別の根源となっている即位諸儀式を、国費を使って国が主宰し、さらに「国民こぞって祝う」ことを強要したことには、深い絶望と大きな怒りしかない。当法廷の良識ある公正な判断を願う。

これら原告の証言に対して、被告国側の尋問は全くありませんでした。書面でなく肉声で語りかける口頭尋問は、聞く人の心に直接届く良い法廷でした。しかし右陪席の裁判官は寝ていた？ 次回は10月11日14時～15時。多分これで結審でしょう。

報告集会では、井上原告が証言で語った、公安によるつきまとい尾行被害者の威圧尾行の実際の映像を見ることができました。何人もの私服が列をなして公然と後を付け回す、自宅周辺で張り込み、自転車で追いかける、物陰から行先を見張る、列車の中まで乗り込んですぐ隣で取り囲むようにくっついている、まさに恐怖のストーリー。これが何か月も続くのです。現代民主主義の国とは言えない警察国家の実態を垣間見ました。

(以上文責：岡田良子)

期日後の傍聴者感想

* つきまとい尾行のすさまじさにびっくりしました。何をそんなに恐れているのかと思います。天皇制について自由に討論ができて日本の民主主義があったと思います。

* 原告や関係者の主張はほぼ具体的になされた。大嘗祭、政府の行為が間違っていると強調、裁判官に認識させることの重要性を感じた。(天皇制がある以上当然、と言わせないために)

* 皆さんの証言どれも興味深く聞かせて頂いた。特に根津さんが教職という立場から市教委、「奉迎実行委員会」などへ奉迎強制を追及してこられたこと、結果、奉迎などやりたい放題に歯止めをかけたことに感服しました。

* 裁判官は聞く耳あるのかな。やっかいごとに関係したくないというそぶり、天皇制を支えるための国民主権かと思うとイヤになる。自衛隊も憲法に書き込まれたらもっと酷くなる。

* 同時代の方々の証言に同感すると共に、昨今の「新しい戦前」が重なりました。

* 尋問に答えられた皆様に敬意を表します。専門家証人に青井美帆さんを採用されなかったのは非常に残念です。

* 思想・表現の自由などの人権侵害の生々しい事実や原告の方々の反天皇制への強い意思を知ることができました。

即大訴訟の会、学者証人の採用を求めて東京地裁に申し入れ

* 即大訴訟の会では、東京地方裁判所民事第6部・中島崇裁判長宛てに、2023年5月22日付けで、以下の申し入れを行いました。

学者証人の採用を求める申入書

即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団は、青井未帆さん(学習院大学教授。専門は憲法学)、清水雅彦さん(日本体育大学教授。専門は憲法学)、藤野豊さん(敬和学園大学教授。専門は日本近代史)を学者証人(あるいは補佐人)として採用申請を

出し続けています。

これに対し裁判所は、学者証人に関しては陳述も尋問も必要はないとして、その申請を拒否し続けています。当然のことながら弁護団の要請は原告の希望でもあります。私たち訴訟の会は原告の立場から、改めて学者証人を尋問あるいは陳述者として採用されるよう要請します。

私たち原告は、自分たちの訴えが法的・歴史的に道理にかなっていることについて、その論拠を示すことができる専門家の分析や見解が不可欠であると考えています。しかもそれは法廷にいるすべての人が共有できる形、すなわち法廷での口述であることが重要であると考えています。

私たちが法廷で直接話を聞くことにこだわるのには理由があります。それは法廷という特別の場であるからこそ成立する場を求めているからです。私たちは自分たちの思想・良心に従って訴えを起こしています。その思想・良心が決して独善的のものではなく、訴えの内実は考慮あるいは救済されるべき事柄であると法的・歴史的に論証できる専門家証人の存在は大きく、公正を求める裁判において証言してほしいと考えています。またこの要求は、原告の権利であるとも考えています。

そして、専門家たちの分析・見識・判断を共有する過程は、参考文献や提出された書面を個別に読むだけではなく、原告の主張や被告の反論が前提となっているこの裁判のために開かれた法廷でなされるべきだと訴えているのです。裁判官をはじめ、法廷にいるすべての人が専門家の意見を共有し、共有していることを認識できる場の保障が重要であるからです。それができるのは法廷という場以外にありません。

また、判決は、原告や学者たちの見解・判断をどのように受け止めた結果なのか、訴訟にかかわるすべての人が判断できる大事な判断材料でもあります。だから、法廷の場における陳述が決定的に大事であると考えているのです。

こういった民主的な過程は、私たちと裁判官、ひいてはこの国の司法との信頼関係に大きくかわる問題でもあります。どうか判決に至るまでの民主的で公正な過程を保障されるようお願いします。学者証人の採用を受け入れてください。

2023年5月22日

即位・大嘗祭違憲訴訟の会

ノー！ハブサ (NO！合祀) 第2次訴訟 東京高裁判決に抗議する！

* 5月26日、ノー！ハブサ第2次訴訟控訴審判決が言い渡されました。遺族らの切実な願いに全く向き合わない不当判決です。以下、ノー！ハブサの声明です。

東京高裁判決に抗議する！

本日、植民地支配下に日本軍人軍属として強制動員され、戦死した韓国人の靖國神社による無断合祀取り消しを求めた訴訟(ノー！ハブサ第2次訴訟)の控訴審において、東京高等裁判所第20民事部(村上正敏裁判長)は、原告らの訴えを一切切り捨てた2019年5月28日の東京地裁判決をそのまま踏襲し、本件合祀行為等及び本件情報提供

行為によって法的保護の対象となる控訴人らの権利又は利益が侵害されたということはできない」として、またも遺族の痛みを一顧だにしない不当判決をくだした。裁判長は主文だけではなく、口頭で要旨を述べたが、それがリップサービスのつもりだとすれば、あまりにも控訴人ら遺族の心情を無視した傲慢な態度である。

本件控訴審は苦難の連続であった。新型コロナウイルスの感染拡大により渡航の自由が奪われる中、約2年の間、裁判が中断を余儀なくされた。2021年12月16日ようやく再開されたが、裁判長は繰り返し打ち切りを示唆してきた。我々は「遺族が法廷に出席できない中で日本側だけで勝手に決めていいのか」と裁判所に迫り、裁判所が合議をせざるを得なかったことも一度や二度ではない。そして、一方的打ち切りを許さなただけではなく、樋口雄一証人の尋問を受け入れさせ、2023年1月17日の第6回口頭弁論（結審）では、原告の朴南順（パク・ナムスン）さん、第一次訴訟原告であり、太平洋戦争被害者補償推進協議会共同代表の李熙子（イ・ヒジャ）さん、韓国人の靖国神社合祀問題の研究者である南相九（ナム・サング）さんの意見陳述を勝ち取った。裁判所も韓国人遺族の訴えを無視することができなかったのだ。

ところが、結審が予定されていた第6回口頭弁論で合議体の裁判長以外の裁判官が全員交代となったのである。まさに権力意志が示された瞬間であると同時に、それだけ裁判所が追い詰められていたとも言える。判決は控訴人側の

主張に触れながら、「控訴人らの主張の趣旨を踏まえても」と繰り返さざるを得なかった。ここに我々の闘いの到達点がある。

裁判所は相変わらず、原告ら遺族の怒り悲しみを「靖国神社に対する憎悪感情」などと単なる嫌悪感情に貶め、「宗教法人としての信教の自由を有する被控訴人靖国神社に対して法的規範として作用するとはいい難い」と「信教の自由」を盾に靖国神社による無断合祀を擁護する。しかし、国家と一体となって合祀を進めた権力機構を構成する靖国神社に対して、無断で合祀された遺族は合祀の取り消しを求める権利も、「離脱する自由」も、自己決定権も認められない。韓国人遺族は戦後補償から排除され、死亡通知さえ送られず、遺骨収集事業からも排除されている。このような韓国人遺族がお父さんらを自らの責任で追悼したいというささやかな訴えさえ切り捨てられている。こんな理不尽が許されるであろうか。これはもはや「信教の自由」の名による暴力である。

韓国の遺族は諦めていない。直ちに上告し、闘いを継続するとともに、新たな合祀取り消し訴訟を準備している。我々は「父の名誉を守るため、私は人生をかけて闘っているのです。絶対に諦めるつもりはありません」（李熙子さん）の言葉を心に刻み、不当な合祀の取り消しの実現に向け、新たな一歩を踏み出す決意である。

2023年5月26日
ノー！ハブサ（NO！合祀）

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟 原告2名と 学者証人3名が証言

永井美由紀 ● 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 事務局

6月6日13時半から、京都地裁大法廷で第11回口頭弁論が開かれ、原告2名と学者証人3名の証言が行われた。

最初に、原告の駒込氏から、この裁判の原告になった理由が述べられた。

娘の小学校に入学前に、近くの神社の奉賛会から「新入学児童祈願祭」の案内が郵便受けに入り、学校が新入学児童の氏名・住所を奉賛会に伝えたことが判明した。

校長からは「何十年も続いている慣行だから」「地域のお社だから」と説明があった。校長からの「今後は地域の掲示板に貼り出す」との電話があった翌日、自転車のフロントスポークが切断された。京都府の支出に反対の声をあげたら、嫌がらせがあるのではと恐怖を感じたが、少数者の権利を守るために、そうした慣行を断ち切りたいと思って原告となった。

次に、在日二世である原告の朴氏から、原告となった理由が次のように話された。

土地を収奪され日本に稼ぎに来るしかなかった親達の差別と貧困にあえぐ姿を見てきた。自分も兄弟も朝鮮人であることを理由に就職を断られたり解雇された。いまだに孫達も差別されいじめにあっているが、私にそれを言えないでいる。差別偏見が跡を絶たないことの原因として、天皇の戦争責任を曖昧にしてきたことがある。戦争責任問題をGHQは不問に付して、新憲法に政教分離の規定を作った。その政教分離違反が揺るがされ、朝鮮人への差別偏見は維持拡大されてしまう。

歴史学からの学者証人は、大分抜き穂の儀違憲訴訟でも証言された高木博志氏。大嘗祭の諸儀式が服属儀礼であり、帝国憲法下の神になる儀式が継承されていると証言された。

古代の大嘗祭は、7世紀後半律令制の成立・天皇号の定着とともに古事記・日本書紀の天孫降臨神話として成立し、地方豪族の服属儀礼であった。平安時代に仏教思想が浸透して約200年間中断。明治になって、天皇を頂点と

する支配体制を確立するために、天孫降臨神話に基づき天皇が現人神となるための儀式として大嘗祭が意味を持たされ、皇室祭祀も様々な儀式が生み出された。明治の登極令で、大嘗祭抜穂の儀は地方長官に行わせるとされ、府県知事がその地方を代表して天皇の国家統治に対する服属儀礼の役割を担うものである。

佐々木弘道氏（憲法）からは、京都府知事らの大嘗祭関連の諸儀式への参列は違憲とする観点について、説明が行われた。天皇代替わり諸儀式に関する憲法問題は、憲法上の政教分離原則と天皇制がクロスする領域で生じている。①君主のいない国における国家と宗教を分離する政教分離と、②君主の宗教問題に対する政教分離の二つがある。神道指令は①のみを対象としており、②には触れていない。

大日本帝国憲法から日本国憲法に変わったが、憲法の理念から外れる世襲である天皇が残された。

①は憲法 89 条、②は歴史上の経緯から 4 条。国家機関としての天皇の「公」を厳密に国事行為のみに限り、その

他の活動は全て「私」であるものとされている。

横田耕一氏（憲法）からは、政教分離は戦前の弊害を再び生じさせないために制定されていること、裁判所が判決で「社会的儀礼」と認定することは人権侵害であることが述べられた。

「国家」と結びついて弊害を生じさせた「宗教」は「天照大神の裔である祭主天皇崇敬体制」で、「国家神道」「神社神道」と漠然と意識されているが、中心に「天皇」が存在するところに特徴がある。

天皇制度の「伝統儀式」ゆえに政教分離原則に反し、公的な関与の排除が必要。

目的効果基準は曖昧だとされてきたが、特定の宗教に対する支援や他宗教への圧迫で判断すれば明確な基準となる。「大嘗祭」への知事の参列は「過度のかかわりあい」。裁判所が、多数派の言である「社会的儀礼」と断じて特定の行為を少数者に半ば強制する効果を生むことは避けるべきである。

追悼・島田雅美さん

中川信明 ●原告／靖国・天皇制情報センター事務局

大分のブンブンおばさんこと、島田雅美さんが、4月25日に亡くなられた。享年76歳だった。2月27日の病院の検査で肺がんが発見され、その時点ではリンパなど数か所に転移していて、手遅れの状態であったようだ。昨年末から体調はおもわしくなかったが、毎日続けていた九州電力大分支店前の「反原発スタンディング」は、入院直前まで続けられ、また、2.11集会にも出席されたそうである。最後まで、「反天皇制」「反原発」を闘い抜かれたのである。

島田さんは、80年代に、北九州の崔昌華さん、善愛さん、善恵さん一家の指紋押捺拒否闘争の支援に取り組みされた後に、天皇代替わりの季節をむかえ、天皇制問題を考える市民の会・大分を仲間とつくり、大分から「天皇制はいらない」の声をあげられた。そのような中で直面されたのが、1990年10月、大分県下で行われた主基斎田での「抜穂の儀」である。島田さんたちは、まず、当日、主基田で抗議の声をあげられ、過剰な警備に守られながら大分県知事が目の前で公然と神道儀式に出席したことにはげしく怒られた。この県知事の出席による公金支出に対して、矢継ぎ早に仲間とともに住民監査請求、そして住民訴訟を闘われた。この裁判は、福岡地裁、福岡高裁、最高裁と闘われたが、残念ながら島田さんたちの訴えは聞き入れられなかった。続いて、2004年には、大分県が3億円をかけて皇太子結婚祝賀記念庭園をつくったのに対し、住民監査請求を経て住民訴訟を提訴している。ちょうど、私たちが、東京

都皇太子結婚祝賀事業に対して住民訴訟をはじめたので、情報交換をしながら進めた。この裁判も最高裁まで闘われたが、すべて棄却であった。

島田さんたちは、2つの裁判を並行して進められたので、さぞ大変だったと思うが、決して、裁判所に幻想を持つことなく、むしろ、裁判所のシステムそのものに天皇制との相似を見てとり、たとえ負け続けても「裁判闘争」として取り組み続けられた。

その後も2000年の大分植樹祭、2008年の大分国体に対して、島田さんは、大分の仲間たちとともに、それぞれ1年ほど前から地道にたたかわれ、特に、大分国体の際には大分国体100日一人デモを敢行された。これは、時には十数名集まったことはあったけれど、たとえ一人でもデモをつづけるということでやりきられた。しかし、この島田さんのしつこい闘いにおそれをなした公安警察は、執拗な尾行・監視を繰り返し、ついには、島田さんの住むアパート前に監視のために部屋を借りる徹底ぶりだった、しかし、島田さんは、そのような脅かし・嫌がらせに屈することなく闘い続けられた。そして、全国の反天皇制（国体・植樹祭・海づくり大会）や裁判闘争には、ニコニコブンブンしながらよく顔を出され、連帯の声をあげられた。きっと島田さんは、これからも天から私たちにエールを送り続けてくださるであろう。

第35回政教分離訴訟全国交流集会のご案内

今年の7月28日(金)および29日(土)の両日、第35回政教分離訴訟全国交流集会が開かれます。今年の開催場所は東京で、受入責任団体はノー！ハブサ訴訟と、即位・大嘗祭違憲訴訟の会の2団体です。各地で係争中の訴訟の現時点における課題を共有しつつ、政教分離問題についての議論を通して、今後の闘いの糧にしていく集会としていきましょう。

* オンライン参加も予定しています。お問い合わせならびに参加申し込みは、メール或いは郵送で、
〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13
即位・大嘗祭違憲訴訟の会
e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net まで

<予定>

■ 7月28日(金) 13:00～17:00

各訴訟報告(弁護団+事務局)

①ノー・ハブサ訴訟(東京)

* 李熙子さんもオンラインで発言されます。

②即位・大嘗祭違憲訴訟(東京)
③京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟(京都)
④知事の護国神社参拝違憲訴訟(山口)
質疑応答
17:00～ 懇親会

■ 7月29日(土) 10:00～12:00

各地からの報告

次回開催地の確認

・会場：日本キリスト教会館

JR 山手線・西武新宿線 高田馬場駅 早稲田口より都バス「学02 早大正門行」、2つ目の『西早稲田』下車(所要時間約10分)。

東京メトロ東西線 早稲田駅出口2(徒歩約8分)

東京メトロ副都心線 西早稲田駅出口2(徒歩約12分)

<https://www.jcws.or.jp/houjin/access.html>

【会費納入とカンパのお願い】

裁判は、いよいよ大詰めを迎えつつあります。この間も弁護団は質量ともに重厚な書面を次々と繰り出し、裁判所との折衝なども重ねています。通常相場に比べれば破格の安値ではありますが、当会では、先日まとめて弁護団への費用を支払いました。しかし、それでもまだかなりの支払額が残ったままとなっています。

重ねてのお願いですが、原告・支援者の方は、2023年度分の会費をお振り込みいただけますように、よろしくお願い致します。また、前年度未納の方もどうぞご送金をお願いします。

1年分の会費は、原告3,000円、支援者2,000円です。

また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。毎回、宛先不明で返送されてくるメール便がありますので、住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

活動日誌(2023年5月—7月)

5月16日(火) 弁護団会議

5月22日(月) 東京地裁に、学者証人の採用を求める申し入れ

5月26日(金) ノー！ハブサ第2次訴訟控訴審判決(東京高裁)

5月27日(土) 弁護団会議

5月31日(水) 国家賠償請求裁判第15回口頭弁論(東京地裁103号法廷)／法廷後報告集会(日比谷図書文化館)

6月2日(土) ノー！ハブサ事務局と、政教分離訴訟全国交流会の打ち合わせ会議

6月6日(火) 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第11回口頭弁論(京都地裁)

6月9日(金) 弁護団会議

6月21日(水) 国家賠償請求裁判第16回口頭弁論(東京地裁103号法廷)／法廷後報告集会(日比谷図書文化館)

7月10日(月) ニュース18号発送／第24回事務局会議